

〔古今要覽稿時令〕のちのつき閏月 閏月を以て、うるふづきとよめるは、皇國にては後世の事なり、ふるくはのちの幾月とよめり、日本書紀仲哀天皇紀に、元年冬閏十一月ノチシキモツキとみえたるをはじめ

とせり、此天皇の御時より以下皆閏月を以て、のちの幾月とよみ來りしを、三百九十年を経て、敏達天皇の十年にあたり、二月に閏あり、潤字を用ひて、のちとよみたり、西土にては秦漢よりして、閏を以て後のその月といへり、いはゆる秦二世二年後九月之史記秦楚と、後九月懷王并呂

臣項羽軍と漢書高帝紀と、且閏を以て、歲終に置事古例なり、左傳によるよし、師古が漢書注に辨せり、秦用顓帝曆、十月爲歲首と天中記引いへり、漢は秦の制を用て、以十月爲歲首、故秦漢以九月爲歲首、是によりて史記秦楚之際月表、漢書高帝紀等、閏月をばみな歲終に置ゆるに、後九月と

記せり、書紀に閏月を記せる所、あまたあれども、潤字を以て填しは、敏達紀、持統紀のみなり、持統紀には閏月ある毎に、皆潤字を書たり、此頃より潤字にうるふの訓あれば、潤字をうるふとよみ

ならひしなるべし、古今和歌集にうるふ月とみえれば、その前よりいひし事去られたり、此をもつて考ふるに、持統天皇の紀に閏を去るすに、潤字のみを用ひたりしより、いつとなくのちの

月といはずして、うるふとのみとなへし事なるべし、萬葉集には、閏をよめる歌見えずして、延喜の頃より、閏月をよめる歌多くみえたり、又五月二つある年、みな月二つある年など、撰集歌集等

にあまた出たり、閏をうるひとよみしも歌あり、又同じ歌の初句ばかり、あまりさへとかへて、以下は句上におなじきを、後撰集に入て、よみぬしも貫之なれば、同歌也、あまりとよめるもいと面白きことなり、いはゆる先王之正時也、履端於始、擧正於中、歸餘於終と左傳文、みえ、閏月者、附月之

餘月也と穀梁傳、みえ、黃帝起消息、正潤餘、則閏蓋餘分之月也と史記、みえ、閏餘分之月と文選、見えたるを以て見れば、是等の説に貫之もよられしなり、また月日のそふとよめるは、歌に、織女のまつに月

日のそふよりはあまる七日のあらばあれかしと赤染衛門集、見え、月のかさなる、或は數くは、れる